

北海道告示第11253号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年9月7日

北海道知事 鈴木直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	補助金等の交 付に関する権 限の委任	摘 要
<p>地域交通支援事業費補助金 広域バス路線は、国、道、市町村、交通事業者等が分担・協調しながらその維持に努めているところであるが、利用促進や生産性向上に向けた取組を十分に実施しても路線の見直しをせざるを得ない状況があることを踏まえ、地域住民にとって必要不可欠な生活交通を確保するため、地域における利用実態を踏まえた移動手段の検討に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p>	<p>補助事業を実施する市町村又は活性化法法定協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律59号）第6条に規定する協議会をいう。 なお、複数の市町村が連携して補助事業を実施する場合は、代表する一の市町村を定め、補助事業者とする。</p>	<p>1 実証運行の実施のために必要な経費であって、「旅客自動車運送事業等報告規則」に基づく報告書類の記載等に際しての留意点等について」（平成14年5月23日付国自旅第31号国土交通省自動車局長から各地方運輸局自動車（第一）部長・沖縄総合事務局運輸部長あて通達。以下「国通達」という。）において一般旅客自動車運送事業損益明細表に営業費用として計上されるべき次の(1)及び(2)に掲げる経費とする。ただし、人件費は、補助事業に直接従事する従業員等に対して支払う給与・賃金等に限る。</p> <p>(1)運送費 人件費、燃料油脂費、修繕費、減価償却費、保険料、施設使用料、自動車リース料、施設賦課税、事故賠償費、道路使用料、その他経費</p> <p>(2)一般管理費 人件費、その他経費</p> <p>2 その他知事が必要と認める経費</p>	<p>10/10以内 ただし、1件につき3,926千円以内であって、予算の範囲内の額</p>	<p>要綱別記第1号様式 総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に定める日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課</p>	<p>—</p>	